
令和2年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和2年12月11日 (金曜日)

議事日程 (2)

令和2年12月11日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	井上康治
住民課長	溝上竜平	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	中野功明	事業課長	木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 1 1 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日の一般質問は、通常の 60 分以内から 30 分以内に短縮して行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。7 番、公明党の松岡です。本日は 1 件質問をさせていただきます。

件名、スクールソーシャルワーカーの活用についてでございます。

学校では、いじめや不登校など多様な課題を抱えております。その子供の問題行動等の状況や背景には、児童・生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童・生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているところにあります。これらの問題解決には、児童や生徒の環境に働きかけることで本人の負担軽減を試みたり、周囲からの本人への一層の支援が行われることが有効な対策となります。その意味で、専門職であるスクールソーシャルワーカーを活用したチーム学校体制の構築は、学校の教育環境を整備する上で重要な要素の一つではないかと私は考えます。

私は平成 29 年第 2 回定例会で、スクールソーシャルワーカーの配置を要望いたしました。平成 31 年 4 月から、町に 1 名のソーシャルワーカーを配置することができました。現在、このスクールソーシャルワーカーの方は多くの相談に対応されており、活躍されていると伺っております。このような専門職の運用においては、学校はもとより家庭、地域や関係機関の支援なくしては、その能力を発揮することはできません。現在、子供たちを取り巻く環境は、コロナ禍において虐待事案が全国的に増加傾向にあると言われております。油断ができない状況が続いているということでもあります。

本日の朝のニュースでも報道されておりましたが、子供たちの心の影響が非常に危ぶまれるということで、不登校の子供たちが多くなっているということで、フリーランスの教室が開かれているような話も聞いております。そのため、学校においてはさらなる必要体制の充実を図っていく必要があると考えます。そこで、チーム学校におけるスクールソーシャルワーカーの活

用状況と今後の運用の在り方について、お伺いいたします。

要旨第1、スクールソーシャルワーカーの配置の狙いですが、どこにあるのか。そして、この活動の具体的な内容はこういったものなのか、まずお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まずスクールソーシャルワーカーの配置の狙い、目的ですが、学校だけでは対応が困難な事例等に対して関係機関と調整・連携を図りながら、子供を取り巻く環境を改善するためです。スクールソーシャルワーカーが有する社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行ったりするためです。

活動の具体的な内容ですが、主な活動内容を7つ申し上げます。

1点目、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけです。2点目、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整です。3点目、学校内におけるチーム体制の構築、支援です。4点目、保護者等に対する支援・相談・情報提供です。5点目、児童・生徒へのカウンセリングです。6点目、その児童・生徒にカウンセリングを実施する前の情報収集・情報交換です。最後7点目ですが、教職員等への研修活動などです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

非常にですね、多くの職務を抱えているというふうに考えられます。なおですね、学校では、チーム学校の中にスクールカウンセラーという専門職がございます。現在聞いてみますと、福岡県のほうから派遣をさせていただいているということで、常時配置の状況にありませんけれども、このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについて説明を求めます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

御説明いたします。

まず、スクールカウンセラーは心理検査や心理療法にて、本人の抱える問題を改善・解決していく心理の専門家です。これに対して、スクールソーシャルワーカーは社会福祉等の専門的な知識・技術を有し、福祉機関等の関係機関と調整・連携しながら児童・生徒や保護者をサポートす

る社会福祉の専門家でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

名前が非常に似通っておりますけれども、基本的にカウンセラーのほうは児童・生徒本人の心理的な面をサポートすると。スクールソーシャルワーカーとしましては、社会福祉としての多岐にわたる職務になっているのかなと思います。

今、具体的な活動内容にありましたように、2点目にありましたようにスクールソーシャルワーカーは関係機関との連携が非常に重要になりますけれども、どういった関係機関との連携を図っておられるのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

スクールソーシャルワーカーが連携・調整を図る主な関係機関としましては、児童相談所、福祉事務所、保健・医療機関、警察、家庭裁判所、保護観察所などがございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今伺いますと、非常に多くの機関との連携・調整が必要だなという感があります。ここではですね、スクールソーシャルワーカーが社会全体、地域、学校を含んだ児童・生徒を取り巻く環境についての改善を図るため、関係機関との連携が不可欠であるという点に注目しておく必要があるのではないかと思います。そういうことで、スクールソーシャルワーカーは問題解決への重要な責務を担っていると行って過言ではないかと思います。

それでは要旨2に移りますけれども、スクールソーシャルワーカーとしての機能が十分に発揮できる校内環境は整備されているかという点を伺ってまいりますけれども、まずですね、活用するに当たっては配置するだけでは意味がありませんので、いかにこのスクールソーシャルワーカーの機能を十分に発揮できるかということが重要になると思います。そういう意味で、環境が整備されているのかどうかについて伺っていきたいと思います。

初めにですね、そういった、平成31年の4月から配置していただきましたけれども、スクールソーシャルワーカーとはどういった方かということが一番初めに確認させていただきましたけ

れども、そういった職務の方が学校に配置されているということを学校内外等ともにですね、アピールしなければならないと思います。そういう観点から、これの周知徹底はどのように行われたのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

議員御指摘のように、平成31年4月からスクールソーシャルワーカーを芦屋町、配置させていただきました。そして、まずスクールソーシャルワーカーを配置したこと、そして、その役割を理解してもらうことからスタートしました。

昨年4月の配置後すぐに、まず私がスクールソーシャルワーカーを連れて各学校を訪問し、校長以下全教職員に紹介するとともに、配置した目的・役割をしっかりと説明しました。併せて「スクールソーシャルワーカーを有効に活用していただくために」という手引文書を全教職員に配付し、スクールソーシャルワーカーの巡回日や活用方法について周知徹底しました。また、これに準じて保護者の皆様にも御案内差し上げております。そして、これらの取組効果により、十分に周知徹底ができていると捉えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、スクールソーシャルワーカーの周知徹底は内外等ともにしっかりとやっているというような答弁だと思います。

それではですね、効果的に活用するポイントというのがあると思います。チーム学校の中にそういったスクールソーシャルワーカーを配置するという観点から、こういったところに着意しなければならないか、この点についてお伺いいたします。それと、現在のですね、実行状況、そのポイントについての実行状況についての説明を求めます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、ポイントについて御説明させていただきます。

大きなポイントは4点あると考えております。まず1点目は、パイプ役となる担当者、学校でいう教育相談担当者を校務分掌に位置づけること、明確にしておく必要があります。2点目は、スクールソーシャルワーカー本人を校務分掌に位置づけること。こちらも同様で、明確にしてお

く必要があります。3点目は、定期的なケース会議を開催すること。定期的な情報交換は欠かせません。そして4点目ですが、何よりもまずは相談しやすい雰囲気づくりです。せっかくスクールソーシャルワーカーを配置しても、活用されなければ意味がありません。

そして、この4つのポイントに対する取組実行状況ですが、まず1点目、パイプ役となる担当者は教頭として、令和元年度、平成31年度、昨年度から校務分掌に位置づけ、明確にしております。2点目、これも昨年度からスクールソーシャルワーカーを校務分掌に位置づけ、明確にしております。そして3点目、定期的なケース会議は、毎月、小・中学校合同生徒指導部会や各学校の生徒指導部会、いじめ対策委員会を開催し、これらに参加することで定期的な情報交換・情報共有に努めております。4点目、相談しやすい雰囲気づくりについてですが、毎週、月曜日と火曜日は中学校、水曜日は芦屋東小学校、木曜日は芦屋小学校、金曜日は山鹿小学校に勤務するようにして、毎週必ず各学校の先生とコミュニケーションをとるよう心がけております。そして各学校の職員室に机を配置し、特に担任の先生たちとは、ヒアリングを兼ねて様々な情報交換をすることで、良好な人間関係を構築できていると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今お伺いしましたら、スクールソーシャルワーカーについては能力を発揮できる状況に、連携もですね、学校内で取れているというふうなお話だと思います。

それではですね、問題ないように思いますけれども具体的にですね、ちょっとお伺いしたいと思いますが、先ほど初めに、当初にも申しましたように、結構子供たちは今コロナ禍の中で、不登校の、心を病んでいる子供たちもかなり多くいるといった状況。また児童虐待がですね、非常に頻繁に増加している傾向。これについても、私も一般質問させていただいたことがありますけれども、多くなっているということで、やはりそういった施策をですね、しっかり子供たちに対してですね、してあげる。まず支援をする。そういったことが重要かと思うんですが。

実際ですね、不登校の事案、児童虐待の事案、この2件についてですね、じゃあスクールソーシャルワーカーをどのように活用して対応するようにしているのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

では、不登校事案や児童虐待事案の具体的な対応について、御説明させていただきます。その前に、まず実際の活動についても御説明をさせていただきます。

まず実際の活動は、先ほど申し上げましたように曜日ごとに各学校で勤務し、教職員と情報交換、相談を受け、ケース会議に参加することを基本としております。そして、不登校や児童虐待などの事案発生時には家庭訪問など、迅速で適切な行動を最優先することとしております。

このスクールソーシャルワーカーの配置目的・役割・活用方法を学校側が十分理解しておりますので、部署間の連携はうまくいっているものと認識しております。また、運用のための環境も整っていると認識しております。その運用課題の抽出につきましては、配置後2か月ほどの間で課題抽出し、その都度速やかに解決してまいりましたので、現在、運用課題はないものと認識しております。

また、各学校の教育相談体制とスクールソーシャルワーカーの連携の状況についてですが、今までも申し上げました各学校の生徒指導部会、いじめ対策委員会等に参加することで、担当の教職員、また校長先生や教頭先生たちとも情報を共有しながら、個々の児童・生徒に面談、行動観察、家庭訪問といった方法を取りながらアプローチできております。もちろんパイプ役の教員、関係する教職員、スクールカウンセラーとも十分な連携ができているからこそ、このような成果が出ていると思います。

そして、引き続き不登校事案や児童虐待の具体例について御説明させていただきます。

まず不登校事案では、スクールソーシャルワーカーは担任とは違う立ち位置から、児童・生徒や保護者へアプローチしてまいります。まず、児童・生徒や保護者の話を傾聴するなどコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことから始め、それぞれのケースにおける最適と思われる解決策を提案し、できることから少しずつ実行してまいります。

児童虐待事案も同様です。ただ、児童虐待事案の場合は、昼夜を問わず休日でも緊急対応が必要となる場合がございます。このため、教育委員会からの急な呼び出しにも可能な範囲で応じてもらい、学校や教育委員会と共に緊急事案に対応しております。また、このようなケースでは役場内、特に健康・子ども課や福祉課とも関連がある場合が多いため、情報共有するなど十分な連携が取れているものと認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

不登校事案、それから児童虐待事案に対しての対応ということであります。

実はですね、健康・子ども課になると思うんですけど、今回、社会福祉士、健康・子ども課の中にもですね、置いていただきたいという御要望を上げてまして、実際、今回公募していただいている。前回公募したんですけど、おられないということで。誰もちょっと手を挙げる方がおら

れなくて雇用できなかったということがありますけど、今回またやっていただいている状況で、早くですね、健康・こども課にもそういった社会福祉士の方がおられたらいいのになと思います。

就学前の児童虐待に関しては、やっぱりそういった社会福祉士の専門的な知識が必要でしょうし、学校教育課で抱えているスクールソーシャルワーカーとの連携の中で、そういった就学前の子供たち、また福祉関係の高齢者の方のそういった福祉的なものを含んでですね、相互に連携しあいながら、やはりこういった手当てをやっていく必要があるのではないかなと考えます。

それですね、先ほどからずっとお伺いしてますけど、やっぱりスクールソーシャルワーカーが孤立した状況が一番まずいんじゃないかなと私は思います。今お伺いしたところ、ケース会議、こういった中でスクールソーシャルワーカーに参加していただいでですね、学校の先生方の悩み、それから保護者の方からの相談事項、チーム学校としての問題点、それから関係機関との連携、こういったところも含めてですね、ケース会議の中でしっかりと、みんなでどのようにやっていくかという会議の中で情報の共有化が図れば一番いいかなと思います。

そういったことで、実際ですね、ケース会議の参加状況、それから職員研修会がございまして、こういった場でもですね、活用が必要じゃないかと思うんですけど、実際これについての状況はどうなのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

ケース会議や職員研修でのスクールソーシャルワーカーの活用ですが、まず、虐待、非行、長引く不登校などの事案に関しては、事案に応じて拡大ケース会議、校内ケース会議を適宜開催し、関係者や関係機関と情報共有するとともに支援体制を整えております。昨年度は6名の児童・生徒に対して8回のケース会議に参加しております。ケース会議を開催する事案のほとんどにおいて、もうスクールソーシャルワーカーは既に保護者等と何らかの接触をし、家庭状況を把握しておりますので、適切な対応策の提案をするなど重要な役割を担っております。これ以外にも、先ほど申し上げた各学校の生徒指導部会やいじめ対策委員会、小・中連携生徒指導部会などに毎月参加しております。

そして職員研修での活用についてですが、これらの学校の部会や委員会に参加した際、その都度適切なアドバイスをしております。具体的な例として、生徒指導部会では問題のある児童・生徒に対する接し方などの研修指導をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

お伺いしたところ、連携もしっかりとですね、やっけていただいている。そしてスクールソーシャルワーカーの方の活用もですね、そういった会議にも参加して、チーム学校として学校内でそういった問題に関して共有化が図れていると認識をいたします。

それではですね、平成31年の4月から配置していただいている状況にありますけど、今年度の相談件数、スクールソーシャルワーカーに対して、家庭から、または学校内でどういった御相談があったのか、相談件数をお願いいたします。できれば内容、報告できればということをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず活動実績についてですが、今年度の御報告をいたします。今年度は4月から11月末までの件数ですが、電話相談を含め保護者から174件、教職員から212件あったと報告を受けております。その内容は、いじめ、不登校等というふうに伺っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、かなりの相談件数が上がっておりますが、実際ですね、そういった問題に関して、先ほどから関係機関との連携が重要な形になりますけれども、こういった今回の、今年度の相談内容からして、関係機関との連携はどのようにちょっと図られたのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁と少し重複いたしますが、昨年度から教育、医療、福祉、警察、行政など多岐にわたる22の関係機関と連携を取っております。具体的には、宗像児童相談所、北九州子ども総合センター、放課後等デイサービス事業所、産業医科大学、折尾警察署少年サポートセンター、保護司会、民生児童委員などでございます。

そして、この昨年度から構築したネットワークや支援体制は、今年度以降も継続してまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

るお伺いしましたけども、活用状況等も含めてですね、良好な状況にあると思います。実際、私もスクールソーシャルワーカーの方と懇談させていただいて、現在の状況についてもお話をお伺いしました。しっかり取り組んでおられるということで、本当に敬意を表したいと思います。

それでは、時間も迫ってまいりましたので要旨3に移ります。

今後を見据えたスクールソーシャルワーカーの増員や後継者育成について、どう考えているかという点であります。先ほどお伺いしましたように、中学校に2日間、各小学校に1日ずつ出向いていただいて、いろいろな先生方と相談もしながらということで、かなりの多くの対応をされているわけですけど、先般東小学校に伺ったんですけど、職員室にですね、机が中に配置されていました。ああいう中で情報をしっかりとキャッチされているなと思うんですけど。

相談件数からしたら1名で、その周りがどうかなど。経費もかさむことですので雇用をどんどんというわけにはいかないんですが、重要な子供たちの学校教育、また専念できるようにですね、子供たちがすくすく育つという観点からすれば相談件数が非常に多いなと思って、適切な対応にも御苦労されてるかなと思ったんですけど、本人は「大したことない。」と言われますけど。

これについては、増員についての考えがあるのかどうか、まずお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まだ令和元年度に1名配置したばかりです。令和元年度実績を検証した結果として、現段階ではスクールソーシャルワーカー1名が適正人数であると認識しております。先ほど相談件数を御報告したとおり、少なくともありませんが、本人のヒアリングの結果としても業務過多になるほどではないと捉えております。そして今後、令和3年度以降に前年度の検証をして、業務過多のため増員が必要と判断すれば、まず教育委員会内において協議・検討すべきと考えます。また、予算を要することですので、町長部局との協議・調整も必要となりますので、事務手順に沿って検討してまいります。

なお、国は2019年度までに全中学校区に1名配置を目標として掲げておりましたので、芦屋町は国の目標を達成しておりますことを申し添えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後の状況を見てということで、緒に就いたところでありますので。とは思いますが、相談件数を見るとですね、やはりいろんな対応、それから多くの機関とのコーディネートをやりの職務でありますので、本人にお伺いしますと「そんなに負担ではありません。」というお話でしたけど、私はやはり増員のほうがいいんじゃないかなと思うわけですね。できましたらですね、検討していただきまして、こういった雇用については経費もかさみますし、大変なところはあるんですが、そう言いながらもやはり必要なものについてはですね、しっかりと増員等考えていただければと思います。今後、今の活用状況を見ながら、また問題の発生状況を見ながらその辺りを検討していただいて、増員を求めたいというふうに思います。

増員については今後の状況になるわけですが、私はですね、このスクールソーシャルワーカーというのは非常にですね、専門性の高い方だなと、面談をしてもそういうふうに思いました。経験の状況、それから特にですね、今雇用されている先生は芦屋のことをよく熟知されておられる先生です。誰でもいいわけじゃなくて、そういった経験が大きく関わる事項でありますので、そういった専門の先生はどういう方を選定するべきかと。人材育成、それから確保しなければならないと思うんですよ。この点についての見解を求めます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

御指摘のように、スクールソーシャルワーカーは配置さえすればよいというものではないと認識しております。芦屋町の内情を知らなくては十分な成果を上げられませんし、教職員や保護者の信頼も得られません。特に現在のスクールソーシャルワーカーは、よく芦屋のことを知っております。大ベテランです。そして、将来新たなスクールソーシャルワーカーを雇用する必要がある場合には、町内を熟知した人材を雇用するなど、芦屋町の生徒指導が後退しないような手法をしっかりと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁ありがとうございました。

しっかりとですね、このスクールソーシャルワーカーは継続的な運営を行っていただきたいと思います。状況によるかと思いますが、今後ともですね、みんなで支援をしていきたいと思います。そういうことで、今後とも十分な配慮をいただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。3件の質問を出しますので、答弁は簡潔に、そして明瞭にお願いいたします。

件名1、子ども医療費助成について。

北九州市は、子ども医療の助成対象を18歳まで拡充すると発表しました。これは、県が来年度から助成対象を中学生まで拡大することを受けたもので、2022年度から拡充するとしています。芦屋町では現在、中学生までの助成を行っていますが、北九州市の助成拡充を受けて今後どう対応するのか、その考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

まずは北九州市の助成対象の拡大と芦屋町の現状などを説明した上で、今後の町の対応について答弁させていただきます。

北九州市は、令和3年4月から中学生、令和4年1月から高校生まで助成対象を拡充すると1月26日、各報道機関に対し公表されました。内容といたしましては、中・高生とも入院に関して自己負担はありませんが、通院に関しては1医療機関につき1か月1,600円の自己負担を求めるとのことでございます。また、3歳以上の就学前児童は月600円、小学生は月1,200円についても、従前どおり自己負担を求めていくそうです。一方、芦屋町の子ども医療制度は子育て世代の経済的負担を軽減することを主眼に置き、独自に3歳から中学生までの医療費について、自己負担なしの全額無償としております。

ここで、芦屋町の子ども医療制度が子育て世代に対し、より身近で有効性のある制度であることが分かるデータがございますので、御紹介したいと思います。これは直近2か月、8月・9月の実績数値から求めたものではございますが、芦屋町における3歳から中学生までの児童・生徒が、1か月のうち1医療機関をどの程度受診したのかを調査したところ、1回のみ受診であった割合が全体の76%を占めていることが分かりました。この数値で分かることは、北九州市のように自己負担のある自治体にお住まいの方で、同じ医療機関に月2回、3回と複数回受診する

のであれば2回目以降は医療費が無償になることも想定されますが、1か月1回しか受診されない方は必ず自己負担が発生します。仮に、1か月のうち1医療機関1回のみを受診の割合が低ければ複数回受診していることになるので、自己負担のある自治体にお住まいの方も身近にメリットを感じることもできるかもしれませんが、今回、町で把握した割合のように、その割合が高ければ、安心感は得られたとしてもあまり身近にメリットを感じることはできないのではないのでしょうか。このことから、一定の負担を設けている自治体に比べ芦屋町の無償という制度は、子育て世代に、より身近で有効性のある制度であることがお分かりいただけると思います。

しかし、有効性のある制度とはいえ、医療費無償を基本とする芦屋町の制度には多額の費用がかかります。来年度、福岡県の助成対象が中学生まで引き上げられ、県補助金の総額が増額されるとはいえ、県の制度では中学生の通院1か月1,600円、入院1日500円については保護者の自己負担として位置づけられているため、自己負担分は補助の対象外とされております。このことを踏まえ、来年度以降、町が独自に支援している3歳から中学生までの自己負担分の経費を年間約1,440万円程度必要と見込んでおります。この独自制度に係る財源につきましては防衛省調整交付金を基金に積立てて運用しており、令和9年度までは財源を確保しておりますが、現医療制度を変更せず高校生まで助成対象を拡充した場合、必要経費が年間約900万円上乗せされると見込んでいるため、令和7年度には財源が不足してまいります。

子ども医療制度は一過性の事業ではなく恒常的な事業であると考えておりますので、将来にわたっての財源の確保は必要不可欠です。これら財源などのことも踏まえ3月定例会でも答弁いたしました。町といたしましては子ども医療制度については、基本、国の施策として統一した基準を設けていただいた上で運用していくことが望ましいと考えておりますので、今後、高校生まで助成対象を拡充するよう県等に要望してまいります。

とはいえ、遠賀郡内等近隣自治体の動向も重要であるとも認識しておりますので、これら自治体の動向も注視しながら、高校生までの拡充は判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

確かに言われたようにですね、北九州の分については月1,600円の自己負担を求めることは、やはり子育て支援の市民要求とはかけ離れているところがあります。これは今後の課題でしょう。しかし、高校に通っていないなくても18歳までは子ども医療費の対象とする、そういったところはですね、評価できるものだと思います。

2018年でですね、541自治体が18歳までの無料化を行い、政令市も、北九州市を入れ

れば5市が行う方向です。県レベルでもですね、福島、鳥取、静岡が高校まで拡大していますし、最大は大阪の河南町、北海道の南富良野町は2歳まで子ども医療の無料化をしております。子ども医療の無料化は、この10年間を見ても大きく前進しています。9割がですね、現在、中3、高3までの拡大をしています。芦屋町もですね、やはりこういったですね、無料化を推進することによって国や県を動かす、そういったことができると思います。今後、注視するということがですが、ぜひですね、この子ども医療費の無料化の流れをですね、推進していつてもらいたいというふうに思います。

それで最後にですね、ちょっと時間がありませんが町長に1点伺います。

住んでいる自治体によってですね、子供が医療費助成を受けるのに格差があるというのは、私は問題があると思うんですけど、その点はこういったふうにお考えでしょうか。明確、簡単をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

明確、簡単にお答えさせていただきます。

今、議員が言われたように、もうこれですね、子ども医療費を行政サービス合戦に使ってはいけないと思うんですよ。それで、やはり課長も先ほど申しましたように、これはもう国の施策として、統一基準をやはり設けていただきたいという気持ちは大いにあるわけでございまして、それにつきましては、やはり県に強く働きかけたいと。

子ども医療制度につきましては、私自身はやはり18歳までというふうに思いはあるわけでございますが、やはり近隣市町のこともありますのでですね、あんまりちょっと出過ぎてもですね、いかがなものかなど。その辺は議員もよくお分かりのことだと思っておりますので、その辺につきましては今後、県に働きかけていきたいとします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

言われるとおりですね、市町村が拡大しているからそれでいいというものではありません。やはり本来は、国や県が市町村と一緒に医療費無料制度を進めるべき、こういったふうに考えてますので、ぜひ今後ともですね、関係機関にも働きかけて、また芦屋町独自でもですね、それを行えるよう要望するものです。

次にですね、高齢者配食サービス事業について伺います。

地域生活を支える仕組みづくりとして、高齢者配食サービス事業があります。これは、調理や買物が困難な独り暮らしで在宅の高齢者や、高齢者のみの世帯などに対して自立した生活が送れるよう、食の確保や安否確認のために弁当を配達する事業で、社会福祉協議会に委託されています。そこで、次の点を伺います。

まず、この事業を始めた経緯について伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者等配食サービスは、在宅の高齢者の方、障害者の健康管理、孤独感の解消など、自立した生活を送ることができるよう支援することを目的としております。

次に、事業が始まった経緯、それから現在に至るまでを簡単に説明申し上げます。

原点は、昭和35年頃から増え始めた独り暮らし高齢者に対する周辺住民のボランティアによる食べ物を持参する訪問活動が、現在の高齢者などへの配食サービスになったものと考えられております。このような中、昭和55年頃に全国社会福祉協議会では、地域の社会福祉協議会に対し高齢者への配食サービスを推奨し、福岡県においては、いち早く春日市の社会福祉協議会が高齢者の配食サービスに取り組み、県内に広がっていきました。

芦屋町におきましては、芦屋町社会福祉協議会が昭和60年9月にボランティア入門講座を開催し、そのまま給食サービスボランティアとして発足。翌年1月から共同募金事業として月2回のサービスを始めました。当時は競艇場の食堂で調理を行い、それをボランティアと職員で配達していました。また、対象者はおおむね65歳以上の独り暮らし高齢者、夫婦とも病弱で毎日の調理が困難な人で、17名程度でございました。弁当の自己負担は1食当たり300円でございました。昭和61年4月からはサービスを月4回に拡大、ボランティアが安否確認を兼ねるようになりました。また、年末年始はホームヘルパーの派遣が止まるため、昭和63年12月からお節料理を始めて、現在に至っております。

その後、平成6年6月には週2回の配食、平成12年4月からは事業主体を町に変更し、社会福祉協議会は事業の受託者となり、配食のサービスは現在と同じ週3回実施することとなり、現在に至っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは2点目のですね、近年の利用者の推移はどうなっているのか。それと3点目の、配食

数はどのくらいあるのか。これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず利用者の推移でございますけども、高齢者等配食サービスの対象者は芦屋町高齢者等配食サービス事業実施要綱において規定しており、具体的には、町内に住所を有し、高齢や心身の障害により調理が困難な方、身体障害者手帳の等級が1・2級である方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の等級が1・2級である方を対象としております。

配食等サービスについて、利用登録しておられる方、その中から実際に利用されている方それぞれについて、平成27年から平成31年の5年間の推移を説明させていただきます。各年とも基準日は3月31日でございます。平成27年は、登録者119人に対して実際の利用者は66人。平成28年は、登録者122人に対し実際の利用者は75人。平成29年は、登録者102人に対し実際の利用者は66人。平成30年は、登録者112人に対し実際の利用者は56人。平成31年は、登録者113人に対し実際の利用者は55人でございます。近年の傾向としては、利用者の数は少しずつ減少しております。

次に、配食数について御説明いたします。これは年末の特別料理、お節を含んだ数で紹介させていただきます。平成27年度は8,754食、平成28年度は9,099食、平成29年度は7,626食、平成30年度は7,263食、令和元年度は5,963食でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、この事業をどう評価しているのか簡単にお問い合わせいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町高齢者等配食サービスは、調理に困っている高齢者などを住民同士で支え合う共助の考えに基づき、ボランティア組織である八朔の会が調理の一部を担うほか、各戸に見守りを兼ねた配達を行っていることは、高齢者の自立や安全・安心の確保に大きく寄与しております。また、管理栄養士が材料や献立を指示し、食事内容までを管理していることから、健康管理という趣旨が行き届き、重要な事業であると認識しております。

一方、高齢者などへの配食サービスには民間事業者も多くが参入しており、見守りも兼ねて1

日2食、毎日弁当を配達する事業所もございます。高齢者などにとって配食サービスに対するニーズは様々であり、配食の数、味の問題、きざみ食への対応など、必要に応じて選択しておられるのが現状でございます。

高齢者などへの配食サービスが時代とともに民間サービスとして拡大し、高齢者のニーズも多様化していることから、芦屋町高齢者等配食サービスは、民間のサービスを含めた重要な社会資源の一つとして認識しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでね、先ほど対象者の中でいろんな条項を言われましたけど、芦屋町の高齢者福祉計画の中でもですね、対象者は調理や買物が困難な在宅の独り暮らしの高齢者や、高齢者のみの調理や買物ができない世帯というふうになっています。そういった点ではですね、例えば、親子の世帯でも日中独居になる高齢者や、高齢者夫婦でも買物や調理が一定できる世帯は対象にならないという、こういった状況があります。

ところがほかの自治体ではですね、いろんな対象の規定を設けると同時にですね、前項の規定にかかわらず特に必要と認める者を配食サービスの対象とすることができるという、こういった門戸を広げたですね、対象者をしていますが、芦屋町の実態ではですね、こういったことが入っていないという。こういったことからですね、日中独居の親子の世帯とか、高齢者夫婦でもそれほど調理ができるのであれば対象にならないという、こういったことがですね、起きております。そういった点ではですね、社協が請け負っているサービスでもですね、1日70食の提供が十分可能であるということと、先ほど言ったように民間事業者への委託、こういったものもですね、やれるという点ではですね、やはり芦屋町もこの立場をとってですね、配食サービスの対象者を広げる、こういったことを行うべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

配食サービスの対象者をしっかり把握するという点では、同じ考えでございます。

高齢者などの配食サービスの利用は、基本的に希望者から申請書を提出していただいた後、保健師による訪問調査を実施し、要綱で対象者として規定する「調理が困難な状況にあるか」実態把握の上、決定しております。今、議員御指摘のように、仮に高齢者の方などで子供さんと同居であっても、生活実態が高齢者世帯と同様で、調理ができないということが確認できれば利用対

象者となり得ます。そういう運用を現在やっております。

それから、高齢だから全て対象とするかというところもあるんですけども、これは介護保険制度と趣旨を同じとするところがあります。やはり自立、それから残存能力の活用、そういったことを考えると、誰でもというところではないようには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

誰でもということではないですけど、やはり高齢者世帯もですね、やはり高齢者が高齢者を介護している世帯もあり、毎日毎日やっぱり食事を作るのが大変だという、そういった声もあります。そういったところについてはですね、やはり、門戸を広げるということが必要だと思います。

先ほどの課長の答弁ではですね、日中独居の方、こういった方についてもですね、配食サービスの対象となるというふうに言われました。ただ、末端のですね、ケアマネジャーとかそういった中では、そういったところがちゃんと入ってないで、やはり要綱に沿ってですね、「あなたは対象になりませんよ。」という、こういった指導が行われているということを知りますので、ぜひそういった点はですね、徹底していただきたいというふうに思います。

それでは次にですね、公共交通の維持確保について。

新型コロナウイルス感染症支援策第5弾では、公共交通利用が大幅に減少している中、バス路線の減便やタクシー事業所の廃業などを回避し、公共交通の存続を図るためプレミアム率100%の乗車券などの販売を行いました。これにより芦屋タウンバスや北九州市営バス、タクシー初乗り料金を軽減し、減少した公共交通の利用促進を図ろうとするものです。この事業は評価できるものですが、一過性で終わっては根本的な支援策とはなりません。そこで次の点を伺います。

まず第1、北九州市営バスや町内タクシー、芦屋タウンバスの年次推移はどうなっているのか。

2点目の、事業者の今度の動向をどう見ているのか。この2つの答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

芦屋タウンバスについては平成26年度以降、利用者数は毎年増加しており、令和元年度においても、多少新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、前年を上回っています。北九州市営バスについては、平成27年度から1～2%台の利用者減が毎年続いており、令和元年度は新型コロナウイルスの影響を受け、5.5%の減少となっています。タクシーの推移は、北九州タクシー協会加盟事業所の数字になりますが、ここ数年は3～5%台で利用者減が続いておりま

す。令和元年度はコロナの影響を受け、8.6%の減とのことでした。

今年度、令和2年度はどの事業者も新型コロナウイルスの影響がずっと続いている状況で、芦屋タウンバスと北九州市営バスも利用者数は、緊急事態宣言時は利用者が前年度の5割減まで落ち込みました。現在も前年度の3割減が続いています。タクシーについては、緊急事態宣言時には最大6割減まで落ち込み、その後若干回復したものの、10月半ばより新型コロナウイルスの再到来により、経営は厳しい状況とのことでした。

引き続き、事業者の今後の動向をどう見ているのかをお答えいたします。

このような状況が続くようであれば、路線バス運行の減便、タクシー事業者の廃業など、皆さんの生活の足である公共交通の存続自体が危うくなってくるものと考えられます。そのため、少しでも利用者が促進され、収入が減少した交通事業者の支援を行うことができればと思い、今回プレミアム率100%の公共交通利用促進事業に取り組んだところです。

このような中、北九州交通局では現在、令和3年度から7年度までの第3次北九州市営バス事業経営計画を策定中で、経営改善に向け、取組を考えているとのことでした。芦屋町としては、町の路線・便数を維持確保してもらえるよう交通局の経営改善の動きを注視していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町地域公共交通網形成計画の中でもですね、そういったふうで、市営バスやタクシーについてはですね、存続も厳しくなる、減便になるという、そういった懸念を持っているということをおっしゃいますし、そういった点でですね、計画の中でも事業達成に向けては、高齢者・障害のある人への割引制度の導入の検討が行われている。それから平成32年度の検討結果により実施するという、そういったふうな位置づけになっています。

それでですね、第3点目の質問です。今後のウィズコロナ時代における高齢者の社会参加を促進するために、交通費の一部を助成する高齢者福祉乗車券制度を導入すべきではないか。福岡市が行っているが、通院、買物、趣味、文化・スポーツ、ボランティア及び社会貢献活動に使われている。それと同時に、減少傾向の公共交通の利用促進を高め、利便性の高い公共交通の維持確保を行うべきではないか。

そういったことですね、福祉乗車券制度についての導入という考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者等の社会参加を促進することは、身体や精神的機能などの低下を伴うフレイル状態を防止するとともに、日常生活の利便性を高めるために有効な手段の一つでございます。

議員御指摘のとおり、福岡市においては一定の所得以下で70歳以上の高齢者及び重度の障害者などに対し、地下鉄やJR、バス、タクシーの乗車券を交付する助成制度があり、その目的は高齢者や障害者の社会参加を促進するものであるとされております。御提案の事項に関しましては、高齢化社会を迎えている現状にあつて、重い行政負担が課題となっている自治体もあるところであります。

芦屋町にとっては、将来にわたり持続可能な制度の構築といった考え方の下、高齢者福祉計画にも記載しておりますが、まずは既存の公共交通を充実させるなど、平成29年度に策定した芦屋町地域公共交通網形成計画に基づき交通対策を進め、利便性を高めております。

具体的には、高齢者や障害者などを利用対象としている巡回バスを本年4月から、2路線から3路線に増便したこと。また、6月から北九州市営バス及び芦屋タウンバスに、100円の定額運賃の試行を導入したところでございます。また、バス停のベンチの設置を計画的に進めるなどの環境整備を行っております。障害者の方に対するタクシーチケットの給付制度は、1年間に24枚、または腎臓機能に障害のある方は72枚を給付しております。

今後につきましても、本町の交通資源を十分生かしながら、高齢者や障害者が将来にわたって安心して暮らすことができる環境をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

公共交通網形成計画の中でもですね、運転免許の返納を推進することにも寄与するのではないかとこのように思います。これはですね、この中で3割の方が公共交通での移動ができれば返納を検討していると。今のような一時的な乗車券の配付ではなく恒常的な乗車券制度をつくればですね、返納が進むのではないかとこのことでもあります。ですから、これは福祉だけではなく公共交通の維持という観点からもですね、大変、芦屋町にとってはいい制度になるのではないかと。

過去、芦屋町でもですね、敬老祝金を1人1万円行っていました。福岡市ではですね、70歳以上に1万2,000円の券を配付しています。しかし、敬老祝金とは違ってですね、福祉乗車券制度は、それがタウンバスや市営バスやタクシーに使われ、公共交通の維持確保に寄与するという、そういったことで大きな違いがあるというふうに思います。

そういった点ではですね、今後の芦屋町の公共交通をですね、将来的にも維持するという、そ

ういった立場からもこの制度についての検討をですね、今後ともしていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

次に6番、本田議員に行きたいんですが、換気のためしばらく休憩いたします。

再開は11時10分からお願いします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様、おはようございます。6番、本田です。早速、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

まず件名、町内の交通安全対策についてお尋ねをいたします。

交通事故の発生は町民の安全・安心の生活を守る観点から、あってはならないものであります。しかし、町内の朝の通勤・通学の幹線道路を走っている車に目を向けますと、かなりのスピードで走行している車を見かけるものです。特に、信号機のある交差点では、信号が青から黄色あるいは赤に変わろうとするときには、さらにスピードを加速している車を見かけることも珍しくありません。事故が起きなければいいなと思いながら、通勤・通学の見守りをしているところです。ここ数年、交通事故の件数は車の性能の向上とともに減少しているようであります。これは大変喜ばしいことですが、目指すは発生件数ゼロだと思っております。

年未年始は交通量も増えることから様々な事故防止対策が計画されておまして、本日12月11日は、福岡県において交通事故をなくす福岡県民運動が、年末の交通安全県民運動として定めている日付が今日から12月の31日までということで、スタートの日であります。そのチラシには幸せな家族が描かれておまして、言葉としては「幸せな家族のママがいい!」「飲酒運転は、絶対にしない!させない!許さない!そして、見逃さない!」というふうに記載されております。願いは事故のないことが望まれるところです。

その今年の、年末の交通安全県民運動の重点項目が2つ書いてありました。1点目は「飲酒運転の撲滅」、2点目が「子供と高齢者の交通事故防止」であり、サブタイトルが、「横断歩道マナーアップ運動の推進」ということになっておりました。どちらの項目も詳細な項目が4項目あり

ますが、その中で2点目であります「子供と高齢者の交通事故防止」のことについて、4点触れさせていただきます。1点目が、「横断歩道が近くにある場所では横断歩道を渡りましょう。」2点目が、「夜間の外出には明るい服や反射材を身につけましょう。」3点目は、「運転者は早めのライト点灯、ハイビームの活用で歩行者の早期発見に努める。」最後の4点目が、「自転車保険に加入しましょう。」という4項目になっておりました。

芦屋町内におきましては、常日頃から交通安全対策として朝・夕の見守り活動に様々な諸団体の方々が参加をされ、安全対策に寄与されているところでもあります。参加されているボランティアの方々の思いは、安全・安心な毎日の生活が維持できること。お互いが思いやり、交通事故撲滅への基本動作である先ほど申しました4点等を守りながら、交通事故をゼロにすることが目的だと思います。そこで、身近であります芦屋町内の現況についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目、ここ数年の、町内における交通事故の発生状況についてお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

芦屋町の交通事故件数については、平成30年は234件、令和元年は218件発生しています。そのうち人身事故はここ数年、毎年40件程度となっています。人口や交通量の違いはありますが、それらを考慮しても郡内において芦屋町での交通事故は少ないほうです。また、今年はコロナ禍で外出自粛による影響も考えられますが、1月から10月までで人身事故は13件で、前年の同時期の37件から約65%の大幅な減少となっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、御回答いただきました件数のことなんですけれども、その中で児童・生徒が被害に遭っている、あるいは75歳以上の高齢者が被害に遭っているというような詳細な件数が分かればということで、お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

児童・生徒については、平成30年に1件、令和元年は1件、令和2年現在までゼロ件です。どちらも中学生です。75歳以上の高齢者については、平成30年は3件、令和元年は2件、令和2年現在まで1件となっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

痛ましい交通事故はですね、ゼロに越したことはありませんが、発生している時間とか場所、例えば幹線道路が多いとか、路地とか交差点、横断歩道等々発生場所があろうかと思いますが、もしそういったものが分かるのであればということで、お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

折尾警察署に問合せましたが、発生時間や場所などそこまでの情報はいただくことはできませんでしたが、横断歩道を横断中の事故件数の情報はいただけましたので報告いたします。平成30年に3件、令和元年も3件、令和2年は現在まで1件発生しています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今の発生件数を受けまして、今現在、芦屋町が取り組んでいる交通事故防止対策についてお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

芦屋町の交通安全の対策としては、新小学1年生に黄色い帽子を配付し通学時に着帽してもらい、登下校に不慣れな子供がいることをドライバーに知らせています。また、今年度から高齢者への免許返納促進事業を実施しており、返納者へは公共交通の利用券と併せて、歩行者として事故に遭わないように自動車のライトで光る反射材を配付しています。そのほかに区長や住民の方からの要望に対して、歩行者安全のための車止めの設置や道路の区画線の引き直し、道路標識の設置など、警察や道路管理者と連携し対策を進めています。

それから福岡県の交通安全運動に併せ、芦屋町では年2回、交通安全キャンペーンとして警察や交通安全協会その他関係機関と協力し、街頭指導やドライバーへの啓発物資の配布などを実施し、啓発に努めているところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

横断歩道付近での事故もゼロではないということで、次に、信号機のない横断歩道のさらなる事故の防止についてということで、お尋ねをしたいと思います。

先日テレビ番組で、信号機のない横断歩道の事故について特集があっておりました。この番組のきっかけは、外国人が日本に来て、「横断歩道が恐ろしくて渡れない。車が止まらない。」といったものがきっかけだったようです。年が明けますと、オリンピック・パラリンピックということで、たくさんの外国人が日本に来るようになります。それを受けまして警察のほうもさらに本格的に、信号機のない横断歩道での一時停止、これについて取締りを強化、あるいは指導していくというようなことの番組でありました。

その特集された番組の内容は、信号機のない横断歩道での、事故が発生した状況というものをドライブレコーダーから抜き取った特集となっております。信号機のない横断歩道で、歩行者を優先するために一旦停車している車の後ろから追越しをして、横断歩道上で人と接触をしてはねたり、あるいは歩行者が、進入してきた車に驚いて慌てて危険を回避するためにもう一度歩道に戻るといったような映像が多数、テレビを通して流されておりました。また、この番組の中で、日本全国の都道府県で信号機のない横断歩道で、走行中の車は一旦停車をするのか、しないのかという比較がされておりました。一番交通マナーのいい県では、70%近くのドライバーが横断歩道に歩行者がいると一旦停車をするといった県から、10%以下、もうほとんど止まらないといった県までが紹介をされておりました。

一番この交通マナーのいい県民の方々に、その後番組の中でインタビューがあつておりましたけれども、内容は、70%近くのドライバーが「歩行者がいる横断歩道で一旦停車するのは、はっきりとした根拠としては言えないけれども、おそらく40年前に始めた、そして今も続いている交通マナーが県民に浸透しているのではないかと思っている。」と複数の方々がお答えをされておりました。信号機のない横断歩道で待っている人が、手を挙げて横断歩道を渡りドライバーに会釈をするといった行動であり、とてもシンプルな行動ですが、継続されていることがすばらしいと感じました。先ほど申しましたように40年続いているということですから、その当時の小学生が今は50歳前後になっており、ドライバーの多くが歩行者としての体験をしているということになります。

そこで私たちの住む芦屋町では、町内を走っている車は「町外から勤務に来られている」、あるいは「町民が通勤あるいは通学のために町外に出ていっている」、あるいは「買物等々含め町内を移動している」が、ほとんどのドライバーになるかと思います。他の市町村のように通過してい

るだけの車両というものは、かなり少ないというふうに思っております。芦屋町の交通安全啓発活動の対策として、町民を対象としながらも特に児童・生徒の通学路にあっては、信号機のない横断歩道は手を挙げて渡ることを浸透していけば、かなり効果的と考えます。効果が実感できるのは時間が必要かと思いますが、実施に当たってはすぐにでも可能だというふうに考えております。

また、今はコロナの関係で無理かと思いますが、以前、私の記憶では、芦屋町に限らず横断歩道には両脇に旗が設置をされておりました。横断歩道を渡ると反対の設置場所に返して、横断中の歩行者の見える化が図られていたということが多数ありました。この設置に関しては予算も必要でしょうし、コロナ感染症のこともありますので今は無理かと思いますが、このコロナが収束した後は、アフターコロナとして交通安全対策にと考えることが町民全体のことと、それから通学路ということに特化してのことについて、いかがお考えかということをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まず、芦屋町での信号機のない横断歩道での事故件数ですが、平成30年に1件、令和元年に1件発生しています。信号機のない横断歩道については歩行者優先がルールとなっていますので、ドライバーの道路交通法違反となります。原因は、ドライバーが横断歩道付近にいる人がいないか確認しなかったこと、またドライバーへ横断歩道を渡るといふ歩行者側からのアピールが不足していることも考えられます。

JAF（日本自動車連盟）が毎年、信号機のない横断歩道で歩行者がいるときに車がどれだけ止まるのかという調査では、全国平均約8割が止まらないという調査結果になっています。芦屋町においても信号機のない横断歩道での事故は少ないものの、実際は歩行者がいるにもかかわらず、横断歩道を停車しないで通過している車も何度も見かけたことがあります。このことについては交通安全県民運動の重点項目の一つとして、先ほど議員も言いましたが、横断歩道のマナーアップの推進が掲げられていますので、大きく町の広報紙やホームページ等で取り上げ、交通マナーを意識して運転するようドライバーの意識改革に努めていきたいと考えています。

また、議員が提案された横断旗ですが、確かにドライバーへのアピールになります。しかし、最近どの町でもあまり見られなくなっていますので、まずその辺の調査を行っていききたいと思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

学校教育のほうからお答えしたいと思います。

芦屋町の各学校においては学校行事や学級活動等、様々な場面を捉えて交通安全指導を行い、その中で、横断歩道を渡るときに気をつけること、先ほど議員が言われたように手を高く挙げて左右の確認をする、意思表示をする。そういったことや、運転手さんへのお礼等のマナー指導を行っています。特にマナー指導の例を挙げますと、ある小学校では児童集会での校長先生の話として、横断するとき待ってくださる左折車や右折車を含めた車の運転手さんに対して一礼することを指導しています。言葉ではなく横断中に一礼することを礼儀として奨励していて、この取組は、実は9月から始めております。

また、中学校では「横断歩道で車を止めたら、中学生が横断した後にお礼の会釈をしてくれました。とても気持ちがよかったです。」等の連絡が入ったときなど生徒の善行があった場合、各学級で学級担任から、あるいは全校集会等で生徒指導担当から伝えてもらい、そのような行為のすがしさを語り、行動を促しています。

しかし、各学校ごとの取組としているために、徹底しているかといえばまだまだですので、今後は芦屋町全体の学校の取組として、このことを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、御回答いただきました内容からしますと、児童・生徒の中になんかなり手を挙げて渡る、そして会釈をする、お礼を言うということが浸透しているように思えますし、また、それを発表することによって横に展開されるということで、非常に横の広がり、縦の広がりを感じます。そういった児童・生徒たちがこれから先ですね、将来芦屋町を担っていく頃になると、非常にマナーアップのできた芦屋町になるのではないかなということで非常に期待できるかと思っておりますので、さらなる浸透をお願いしたいと思います。

件名、次に移ります。巡回バス増便の効果等についてということで、町内巡回バスが今年の春から、2路線から3路線に増便をされて利用されているということになっております。町民の方には様々な影響が現れているかと思えます。

まず初めに、便数の増加に伴う効果ということで、運行路線の増加は以前よりきめ細かなコースが考慮され、利用者にとって便利になっているよう運行されていると思っておりますが、具体的にどのような効果が現れているのかお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

昨年度は、利用者が多くなる時間帯で定員いっぱいまで乗車し、積み残し客が生じていたのですが、現在のところ積み残し客は発生していません。これは3便になったことでもあります。路線を環状型から往復型に変更したことで、1コース7便運行が往復となったことで、実質、倍の14便運行の形になった効果と思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

利用されている町民の方々の方ですね、いいお話あるいは不便になったとかいうことも含めて、いろいろな声が役場のほうには届いているかと思いますが、具体的な利用者の声というものがありますか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

路線変更前に広報紙でお知らせした際は、「中央病院に行けなくなった。」など利用者が目的地に直接行けないことへの苦情の問合せが数件ほどありましたが、実際に運行が開始されてからは、往復型になったことで目的地が近いほどバスに乗っている時間が少なくなることから、「移動の時間が短くなった。」や、「目的地へ行くのに乗換えが必要になったが、そんなには苦にはなっていない。」などの声を聞いています。また、6月からタウンバスと市営バスの町内の移動が100円のできるようになったことから、「いろいろなバスを上手に使い分け利用している。」との声もあっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

2路線から3路線へ路線が増便したということで、先ほど中身が、巡回方法が変わったということ、それから増えたことによって乗れない方がいなくなったということをお聞きしましたが、そういった変更をしたことについて、ほかに何かさらなる効果というものがあつたのでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今回2便から3便に増便した理由は、今まで説明した時間の短縮や積み残し客の解消を第一に考えたものです。

まず、できる限り既存のバス停を利用できるコース設定を考えること。次に、高齢者が利用する巡回バスですので、運行を1時間周期にすることで分かりやすい時間設定としています。よく利用するバス停の第1便の時間が9時20分であれば第2便は10時20分というように、1時間周期で往來することで各バス停の発着時間を分単位で統一しています。遅延による調整時間と乗務員の休憩などを考慮し、1コース50分で往復し、10分待機となっています。

次に、一つのコースで全てのバス停へ行けなくなるので、それぞれのコースへ乗換えができる拠点や、タウンバスや市営バスにも乗り換えることができる拠点のバス停を設置することなど、このほかにも数点条件を設定し、これらをクリアするために1便増便したものです。また、コース変更に伴い併せ、新たな目的地へ行けるようバス停を新設しました。北九州市営バスの向田営業所にバス停を設け、市営バスに乗り換えれば水巻方面へ向かうことができるようにしています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

路線が増え、乗られる方が増えていきますと非常に喜ばしいことではありますが、今年は特に運行に当たってはコロナ対策が必要かと思われませんが、どのようなコロナ対策を講じているのかをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まず運行の対策としては、運転席と乗車席を間仕切る透明カーテンを設置し、バス車内の換気、車内消毒を行い、乗務員については運行前後の検温やマスク着用の徹底などを行っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

コロナ対策を取られているということではありますけれども、コロナ対策を取った上で、運行上ですね、支障を来しているようなことはありませんでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

新型コロナウイルス感染症が拡大しだした当初は、消毒液などが手に入らず十分に対策が取れないこともありましたが、現在は運行に支障を来すことはありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

町民の方々のいろいろなお声も聞かれているということですが、今後、利用されている方です、意見はどのような形で集約をしていき、また、町民の声として運行上どう反映させていくのかということについてお尋ねをします。

まず初めに、9月に一部コースの変更というものがありませんでしたが、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

8月に利用者アンケート調査、また、10月に担当者が乗り込み聞き取り調査を実施しています。また、各便の利用者数の調査と乗降バス停の調査も行っています。そのほかに電話や来庁されての御意見・御要望等もありますので、これらも含めて町民の声として集約しています。なお、定期的にアンケート調査は実施していく予定です。

この町民の声を集約し検討した結果、少し変更することで幾つかの御意見や御要望をかなえることができましたので、9月に一部コース変更などを実施しています。内容は、旧中央病院付近だった方々が役場まで来られるか、もしくは乗換えをしなくては現在の中央病院へ行けなくなっていたため、北と南のコースを一部変更し、どちらも利便性が向上するように変更しました。また、山鹿にあるドラッグストアに行きたいとの声も多くあったため、北コース上で一番接近する箇所に新規バス停を設置しています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

利用されている町民の声というものがですね、たくさん反映されているというふうにも実感は

たしました。ただ、町民の声というのはですね、声が聞きたいということで、待つだけではなくて積極的にですね、町民の声をとりにおいていただいて、それをさらに利活用しながら、せっかく路線も増やしたことでありますし、たくさんの町民の方々に「あってよかった。」と思っただけのバス運行になればなということをお願いしながら、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。現在、新型コロナウイルス感染症問題は緊急事態の状況であり、世界各国は収束に向けあらゆる方法で取り組んでいます。しかしながら、地球環境問題については数十年前から危機的状況にあり、世界中の科学者たちは待たなしと警鐘を鳴らし続けてきました。本日は、深刻な地球温暖化にストップをかけるために、脱炭素社会に向けた取組について質問をしていきます。

件名1、脱炭素社会に向けて。

今、地球環境は気温の過熱化によって、世界各地で熱波、ハリケーン、山火事、洪水、海面上昇、干ばつ、氷床融解などの気候変動が頻繁に引き起こされ、日本国内でも気象災害が深刻化しています。地球上の各地で人々の生命や暮らしが危険にさらされ、自然や生物の多様性が損なわれています。現在、地球温暖化に歯止めをかけるため、カーボンゼロ（脱炭素）という大きな潮流が世界的に起きています。このような中で、世界中の若者がグローバル気候ストライキに立ち上がり、185か国で760万人以上が参加したと言われていています。さらに、温暖化防止の国際的取決め「パリ協定」を批准する189の国や地域のうち122の国が、「2050年カーボンゼロ」を宣言しました。

我が国においては遅まきながらも、世界の潮流に押されて本年10月26日、菅首相は衆参両院の本会議で「2050年までに二酸化炭素(CO₂)など温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」と表明しました。また、衆参両議院は11月の本会議において、国を挙げて地球環境対策に取り組む決意を示す気候非常事態宣言決議を全会派一致にて採択しております。この決議には市民や企業、自治体などの関心を高め、行動を促す狙いがあります。この決議に対し小泉環境大臣は、「決議の趣旨を十分に尊重し、2050年カーボンニュートラルに向けて取り組み、環境先進国日本の復権を果たす。」との決意を示しています。

そこで伺います。芦屋町環境基本計画によれば、2020年度の二酸化炭素排出量を1990

年度比で17%削減することを目指しています。この環境基本計画の中ですね。それで、2050年までに二酸化炭素など温室効果ガスの排出を実質ゼロと目指すならば、町として今後どうすべきか具体的なお考えはありますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町自らが事業者・消費者としての地球温暖化に配慮した行動に取り組むため、芦屋町では平成13年度に策定した芦屋町環境保全実行計画を継承・発展させ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、芦屋町地球温暖化対策実行計画を策定しています。現在は令和2年度までの5年間の期間とする第4期計画に基づいた取組を推進しています。この第4期計画では、町内公共施設が排出する二酸化炭素——計画では温室効果ガスと言っていますが、これを平成26年度実績と比較して7.5%削減することなどの目標値を掲げ、その目標達成に向けた取組内容や評価方法等について定めています。

令和元年度の推進状況は、電気・液化石油ガス・燃料の使用量に係る温室効果ガス排出量は、基準である平成26年度実績と比較して49.2%の減少となり、削減目標を大きく上回る結果となっています。この計画の推進状況は、毎年広報や町のホームページで公開していますので、詳しい内容はそれを見ていただければと思います。

具体的な取組内容ですが、パソコン等のOA機器の購入や空調設備の新設・更新などは省エネルギー型の機種を選択すること。保有する公用車は環境負荷の少ないハイブリッド車、または低燃費車を導入すること。町内全域の防犯街灯のLED化。コピー用紙などは再生紙もしくは間伐材を活用した紙で再生可能なものの購入など。また夏季・冬季の公共施設の節電対策に取り組み、冷暖房時の温度管理等適正使用の徹底、夏のクールビズ期間のノーネクタイなどの励行。用紙類の削減で、データベース化や電子メールの活用によるペーパーレス化及びファイリング化など。このほかにもたくさん取組を実践し、温室効果ガスの削減に努めているところです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

2050年までに脱炭素ゼロということですので、まだまだ取り組むべきものがたくさんあるかと思います。そういう方向性に向かって努力していただきたいと思います。

次は、二酸化炭素排出実質ゼロ及び気候非常事態宣言の取組に関してですが、この二酸化炭素などの排出実質ゼロを目指す自治体は、昨年9月時点で山梨県と京都市、東京都、横浜市の4つ

の自治体だけでした。本年11月25日時点では175の自治体が、24都道府県、95市、2特別区、44町、10村が表明しています。表明した自治体に住む住民の合計は約8,000万人以上。我が国の総人口の半数を超えており、「ゼロカーボンシティ」を宣言する自治体が急速に増加しています。環境省は、2021年度から自治体向けの再生可能エネルギー導入支援を拡大するとともに、「ゼロカーボンシティ」を宣言した自治体は優先的に支援対象にするとしております。地球温暖化は地球規模の問題であり、世界各国で、また全自治体、全国民が取り組まなければ目標達成できるものではありません。

このような状況にある中で、我が芦屋町でも子供たちの未来のために町民の皆様と連携して取り組む姿勢を示し、広く行動を呼びかけていくことが必要ではないでしょうか。そのために、二酸化炭素排出実質ゼロ及び気候非常事態宣言を行うために、まず情報を収集し、前向きに検討する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

先日ですね、県が主催する地球温暖化対策及び適応に関する市町村担当職員研修会が開催されております。その中で、地球温暖化対策や気候変動適応の講義が行われています。

その中で、国立環境研究所の資料によると、世界の年平均気温は100年当たり約0.74度の割合で上昇していること。日本は100年当たり約1.24度と世界平均より高く、特に1990年以降、高温となる年が頻出しているとのこと。このまま厳しい温暖化対策を取らなければ、21世紀末の世界平均気温は2.6度～4.8度上昇されると予測されています。

気候変動の対策としては、緩和と適応とのことでした。緩和は気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策を行うことで、省エネ・省エネ家電の普及、再生可能エネルギーの活用、森林を増やすなど原因を少なくする対策を取ること。また適応は、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減対策を行うことで、堤防を高くして災害から守ること、水分補給で熱中症予防、高温でも育つ農作物の品種開発や栽培など、気候変動の影響に備える対策を取ることです。気候変動の影響は地域によって様々であるため、各自治体に求められているものは地域の実情を踏まえた地域気候変動適応計画の策定です。先ほど議員が言われましたゼロの運動ということなんですけど、多分、この計画をつくれれば補助金の対象になるとか、そういうことになってくるのかなというふうに予測しております。この適応計画は、まだ福岡県下でも一つの自治体しか作成されていませんが、芦屋町において策定していくか、今から調査・研究していきたいと考えています。

また、個人レベルでも脱炭素社会に向けて取組を行うことができます。例えば、エコカーやエ

コ家電の購入やエコ住宅にするなど、ほかにも照明をLEDにしたり窓を複数ガラスに変更したり、エコドライブを心がけたり古い電気製品を買い換えるなど、各家庭で二酸化炭素排出量を削減することができますので、町の広報紙やホームページ等で啓発をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、新聞紙上でも毎日のように出ておりますが、今、日本は先進国の責任として脱炭素社会に向けて経済・産業構造や暮らしの在り方を抜本的に変える方向に向いてきております。そういう意味でも、この芦屋町としてもですね、トップランナーとしてですね、今、福岡県で大木町、一つの町しかありませんが、ぜひですね、10番以内に入るぐらいの形でそういう宣言をしていただけたらと思っております。

じゃあ2件目にまいります。件名2、すさんだ芦屋海岸並びにレジャー港化について。

町長は平成30年1月、「海の魅力を生かしたまちづくりは芦屋の地方創生の一丁目一番地、不転の覚悟で実現したい。」と表明されました。現在、芦屋港活性化基本計画に従って実施に向けて進められています。

しかしながら、芦屋町民が誇りとしてきた芦屋の海は、残念ながら見るも哀れな砂浜と化しています。芦屋海岸散策の参加者から、「美しく、何にも代え難いふるさとである芦屋の海を失い、次世代の子供たちに本当に申し訳ない気持ちで胸が痛む。」との声が上がっています。県は海浜の砂堆積や飛砂現象問題の本質を見極めることなく、芦屋海岸の自然環境・景観の回復に対する有効な対策も示さず、今日まで屋上屋を重ねた公共工事を行うという対症療法的な措置を行ってきております。

そこで伺います。本年9月議会において、砂の除去や「(仮称)あしやの里浜づくり協議会」設置、広報あしやへの掲載、松の育成状況を観察するための合同調査等について質問いたしましたが、その後の県との打合せ等の進捗状況はいかがになっておりましたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

里浜づくり事業の進捗状況ということですが、里浜づくり事業は県事業であるため、北九州県土整備事務所との協議を重ね、県の理解と協力において進めてきております。

進捗状況につきましては、令和2年第3回定例会以降、複数回協議を行ったものの十分な協議が整っておりません。これにつきましては、本年9月24日に北九州県土整備事務所において、

妹川議員による言動により北九州県土整備事務所の事務執行に影響が出たことから、協議の時間が確保できなかったためです。このことにつきまして、9月25日に北九州県土整備事務所長から芦屋町議会に、町議会議員の言動に関する申入れの文書を発出したという情報提供を執行部のほうで公文書で受領し、町執行部より9月30日付で、福岡県に対する妹川議員の言動に関する申入れについてという公文書を芦屋町議会に提出させていただいているとおりです。

この申入れ書では、道路の整備や維持管理、芦屋橋や西祇園橋の架け替えなどの橋梁整備、里浜づくり事業や三里松原海岸保全対策、芦屋港活性化など重要な事業を北九州県土整備事務所の理解と協力により推進しているところで、特に芦屋港活性化においては港湾計画変更や実施設計を控え、事務協議を重ねている重要な時期でもある。しかし、妹川議員の言動により本町においても、芦屋海岸の堆積した砂の除去をはじめとした里浜づくり事業及び芦屋港活性化事業において、当初のスケジュールどおりに事務協議を行うことができず滞りが出ているほか、所管課職員はこの件に関しまして多くの時間を割かれており、事業推進及び事務執行に支障を来している状況にあります。さらに、これまで築いてきました福岡県と芦屋町の信頼関係にも影響を与えかねない事態となっています。こういった状況をこの文書で記載しておりまして、御承知のことと思います。このようなことから、十分な協議・調整ができていないというのが現状となります。

なお、広報あしやへの掲載につきましては令和2年第3回定例会にて答弁していますように、県事業であるため、進捗状況に応じて県と相談をしながら適宜行っていきたいと考えています。しかし、現状進捗がないため掲載は行っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私の不適切な行動によって県の職員による業務が非常に滞っているというような言い方でしたが、非常に責任を転嫁するような無責任な答弁だったと思いますが、県がそのようなことを言われたということであればですね、私としても、私の行動がそれぐらいね、問題になったのか、そういう支障が来されたのか、それぐらい業務ができなかったのか、そういうことについて非常に疑問を感じます。

次に行きます。2番と3番については時間のため、それともう一つは総務財政委員会で報告されるということですから、この件については議長の了解も得てますけど、担当者の了解も得てますのでカットいたします。

では4番目、町民の機運醸成の現況についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

町民の機運醸成についてということで、お答えいたします。

まず、芦屋港活性化基本計画に掲げております、町民の機運醸成について説明をさせていただきます。今後の検討課題として、町民の機運醸成と担い手の育成という項目がございます。これは、芦屋港の活性化にはにぎわい創出が必要であることから、イベントなどをきっかけとしながら関心を高めていくことと、キーパーソンとなる人材の発掘や育成の必要があるものです。上位計画であります芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、「芦屋の魅力を知り・愛し・誇りの持てる、住み続けたい元気なまちをみんなで作る」というシビックプライドの醸成が基本方針として掲げられており、この考え方に基づいたものでございます。議員の言われる機運醸成と芦屋港活性化基本計画に掲げる機運醸成とは、捉え方が若干異なるものではないかというふうに考えております。

次に住民説明会につきましては、現時点で開催は予定しておりません。レジャー港化については平成29年度の芦屋港活性化推進委員会設置以降、進捗状況についてこれまで広報に8回掲載するとともに芦屋港活性化基本計画概要版を全戸配布し、周知を図ってきました。また、芦屋港には遠賀漁業協同組合芦屋支所があるため、芦屋支所組合員の方に対する説明会を4回実施してきました。さらに、町のホームページでは各会議ごとに議事録も含め逐次更新していますし、福岡県のページには芦屋港活性化の取組として、また、国土交通省九州地方整備局のホームページには釣り文化促進モデル港に関連して、情報を掲載していただいているところです。

併せまして、検討体制である芦屋港活性化推進委員会や専門分科会には町民の方に参加いただいていますし、平成30年度から町の出前講座にメニューを設け、住民参画の手法を採用しているところです。進捗状況については今後もこのようにいろんな機会を捉え、また、広報に掲載をし、周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、この町民の機運醸成の現況はということですが、その方針は方針としていいわけですが、具体的にですね、町民の声が、どれだけ皆さん方聞きにきておられるかということですよ。幾つか紹介しますと、町民の声、参加者の声、これは芦屋海岸散策をしたときのですね。

「自然豊かで白砂青松の海を自慢していたが、大きく変わっていることに驚いた。」「昭和47年当時の海岸は、心洗われるすばらしい景観でした。それが芦屋港開設以来その情景は一変し、今

では広大化した砂浜と化し、県内有数の海水浴場の面影を見ることができません。」

そして、今言われました出前講座、11月13日に芦屋の海を考える会が実施したのですが、その中の意見として、まあ質疑ですね、「構想はいいが、900メートルを超える防砂堤とか防砂フェンス、すさんだ海岸など景観が悪い中、しかも少子高齢化の中に果たしてお客が来るのか。」と。「採算性はあるのか。」「絵に描いた餅ではないか。」「芦屋港のレジャー港化は初めに計画ありきで、多くの問題を積み残したまま進められているのではないか。」というような御意見もありました。

また、芦屋港活性化推進委員会の審議においては、砂の堆積や飛砂問題、砂利事業者の運搬船、また車両運行による安全面、そして景観形成に及ぼす影響を指摘されています。そして、県は推進委員会において、「芦屋海岸の現状に対し、大きな問題と認識している。今後、砂がたまる原因を調査し、対策を行いたい。」と説明されていますね。また、町自身も議会で「砂の堆積問題については、海岸線の移動などの調査を実施し、砂に関する抜本的対策を講じる必要がある。」と答弁しておられます。また、九州大学農業部の教授は、「植樹を成功させるためには適切な管理を行うことが条件である。さらに、飛砂を抑える効果については客観的に検証する必要がある。」と説明されています。

以上のように、多くの問題を積み残したまま芦屋港のレジャー港化計画が進められていることを、町民は非常に危惧しておられます。

そして先ほど、私が県に対しての不適切な行動といましようか、これに対してはね、本当にね、県の職員さんは人ごとですよ。もう2年か3年で、前に町長も言われましたけど、2年、3年で転勤されるでしょ。もう人ごと。私は、この問題について県と町がどれだけね、真剣に自分の問題として捉えてやっているかと。県は本当、人ごとです。私はそういう町民の声を、そして職員の皆さんの様々な苦しみを私は代弁したような気持ちで話合いをしてたんですけど、なかなか対応していただけません。木で鼻をくくるような態度、そして無責任な考え方、そういうことによってね、私はやはり直接所長と会ってお話したいというような気持ちで入っていったわけですけどね。だから、県は逃げてますね。本当そのように思います。

それで、私は町長にお尋ねしたいんですけど、町長が言う海の魅力、大きなね、格差があるように思うんです。海の魅力を生かした活性化、地方創生、その海が今あんなにすさんで、そして子供たちに対して本当に責任感を感じておられるのかなど。それで、町長、芦屋海岸のすさんだ状況をどの程度深刻に受け止められているのか、また、芦屋港のレジャー港化は、海の魅力を生かしたまちづくりは、芦屋町の、芦屋の地方創生の一丁目一番地になり得るのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

あまり時間がないので要旨の部分を申し上げたいと思いますが、一丁目一番地になれるか。なれるからこそ、ここ十数年来、この問題に取り組んでおるわけでございます。

逆に、芦屋町というかこの海岸、芦屋町に住んだ歴史というか、その方たちの先人たちが努力をして、結局松を植え植樹をし、それからもう一つ芦屋の産業港という形でできた。これも先人たちの大きな努力で、これは河川が、遠賀川が一級河川になったから、芦屋の組合の船が全部どうかしなくちゃいけないということで、あの砂浜の地に港ができる。そういう観点の中から東京に行ったとき聞いてみたんですが、「そういうところは珍しいですね。」と。砂浜にあれだけの港ができるはずがない。それは目的があるからで、それによって、結局ああいうような堆砂ができ、それから気候変動によっての風の向きによって飛砂が生じ、それと現在闘っておるということでございます。ただ、砂がたまったからそれをすぐのけて、そしたらそのままでもいいかと。また砂がたまっていく。これとの、いわゆる輪廻というか、繰り返してその先人たちはやってきたわけでございます。じゃあ、それをどうするかということで、このレジャー港化というのがスタートしたわけでありませう。

議員は芦屋の小学校、中学校卒業ではないから歌われたことないと思いますが、我々は小学校の校歌を歌い、中学校の校歌と。芦屋のですね、4校の校歌の中には3つ必ず入っていることがあります。「遠賀川」、「海」、「松」、それを芦屋の子供たちはずっと歌い続けてきたわけでありませう。そういう歴史と伝統を守りながら海と共生できるように、何とか行政面積が少ない芦屋で、何とか振興策、起業をしなければならないということで。

もう時間ありませんので、これで終わります。言わんとすることはお分かりと思います。

○議長 横尾 武志君

時間ですので。

○議員 8番 妹川 征男君

これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、再開は13時30分から再開いたします。

午後0時07分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。通告書に従いまして質問してまいります。

件名1、子供の見守りと居場所づくりについて。

新型コロナの感染拡大に伴い収入の減少や外出の機会の減少等により、子供たちへの虐待が心配されます。こうした中、貧困世帯や独り親世帯などを対象に食事の提供や居場所づくりを行う自治体が増え、郡内でも他の3町にこども食堂が開設されました。芦屋町でも子供の見守り・居場所づくりを強化させる必要があると考えます。

そこで要旨1、支援対象児童、見守りが必要な子供の数についてお伺いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

健康・こども課で把握しています支援が必要な子供と世帯数についてお答えします。

平成30年度末で支援が必要な子供は32人、世帯数は17世帯。令和元年度末では子供38人、23世帯。令和2年度は11月末現在で、子供が41人、26世帯となっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

年々増加しているようですが、それでは、その支援対象児童とはどのような流れで支援対象となっていくのかをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

支援のきっかけは、乳幼児の家庭訪問であったり近所の方からの通報や、学校、保育所などからの連絡であったりするわけですが、いずれの場合も支援対象者が関係すると思われる係、例えば子育て支援の担当である子育て支援係、母子保健担当である健康づくり係、障害福祉の担当である障がい者・生活支援係、学校教育の担当である学校教育係などの職員が協議し、子供の安心・安全などを確認し、要支援者に該当するかどうかを決めています。

なお、子供の安心・安全を確認するために関係者に話を聞いたり、本人と面談したりしていますが、緊急性が高いと思われる事案などについては児童相談所に相談し、要保護の可否の決定を

児童相談所が行っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

いろいろ取り組まれているようですが、悩みを抱えている子供には外から見ても分かりづらいといったこともあるかと思います。特にコロナ禍になり、何かアンケートなど調査ということは行われたのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

今年度3人の支援者が増えていますが、支援者の家庭環境等を確認しますと、いずれも新型コロナウイルスの感染拡大が影響しているものではございませんでした。また、子育て支援係に寄せられた相談や問合せなどにも新型コロナウイルス感染拡大に伴うものはなかったことから、今年度は特段、調査等は行っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨2、子供の見守り・支援体制について。

今年の7月以降、全国で自殺する女性が増えているそうです。厚労省から分析依頼された団体は、「新型コロナが長期化する中で、配偶者からのDVや子育ての悩み、また経済問題などが深刻化していることが要因になっている可能性がある。」と指摘しています。この分析結果から、子供たちも何らかの影響を受けているのではないかと推察できます。

また、中・高生の自殺も増加しており、県内でも今年の9月に中学生の自殺がありました。学校では7月にいじめに関する調査アンケートを行ったようですが、いじめの報告はなかったということです。子供たちが自らの命を自分で落とす。理由は分かりませんが、子供たちは本当につらかったんじゃないかと私は思います。もしもですね、「自分の子供が」と思うと、本当に耐えられません。もしかしたら私たちの身近で起こるかもしれませぬ。よその町で起きた他人ごとの話ではないと思いました。

そこで、町の子供の見守り・支援体制はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

芦屋町には芦屋町要保護児童対策協議会が設置されており、福岡県宗像児童相談所や宗像・遠賀保健福祉環境事務所、折尾警察署、芦屋町民生委員・児童委員協議会、町内小・中学校、保育所、幼稚園、教育委員会、福祉課など14の関係機関と連携し、必要に応じてケース会議を開き、情報の共有及び支援の対策を協議しています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨3、子ども家庭総合支援拠点の設置について。

国はですね、令和4年度までに全国の市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置を求めています。これはですね、町内の全ての子供とその家庭及び妊婦等を対象とし、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を目的にしています。つまり私は、これが設置されることでさらに子供への見守りが強化するのではないかと考えました。町は昨年、第3回定例会で設置について「今後、調査・研究を行う。」と答弁されています。

そこで、設置は大体いつ頃とかいうのは考えておられるのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

子ども家庭総合支援拠点につきましては、今、議員がおっしゃいましたように、国は2022年度までに各市町村に設置するように求めており、県に確認しましたところ、現在福岡県では、北九州市をはじめ8つの自治体で設置しているとのことでした。

芦屋町では、この子ども家庭総合支援拠点に社会福祉士や保健師等の資格を持った子ども家庭支援員を常時2名配置する必要があることから、来年度の新規採用職員として社会福祉士の募集を行いました。が応募がなく、現在追加募集を行っているところです。また、保健師に児童福祉司任用資格を取得させるため、今年度、予算を計上し、2名の保健師に受講させています。

このように、現在、人材の確保に努めているところですので、子ども家庭総合支援拠点の設置時期については明確にお答えできませんが、2022年度までには設置したいと考え、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨4、子供の居場所・見守りについて。

今年の4月に、国の二次補正予算に支援対象児童見守り強化事業が入りました。この事業は、民間団体等が支援対象児童とされる子供の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習、生活指導支援等を通じた子供の見守り体制の強化を図ることを目的としています。国は民間団体と市町村が情報共有し、適切な支援につなげることを求めています。

福岡市も、子どもの食と居場所づくり支援事業を行っています。また北九州市も、先日記事になっていましたが、12月10日から子供や高齢者の居場所づくりのためのプロジェクトを計画している認定NPO法人に対して、ふるさと納税を活用し活動支援できるようにしました。さらに、補助金等の制度がない中でも、岡垣、遠賀、水巻の3町に各1か所、NPO団体等の民間団体がこども食堂を開設しています。岡垣のこども食堂は私も見学し、そちらの方ともお話したんですが、今は教育大の学生ボランティアと子供たちがですね、一緒に宿題や外遊びをすることといった子供の居場所としても機能しているというお話でした。

このように、各所で様々な子供の居場所、見守り強化の動きがあります。芦屋町でも子供の居場所づくり、見守りを目的とした事業を行う考えはないのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

昨年、町では第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画を策定するに当たり子育て世代へのアンケートを実施しましたところ、行政に期待することの上位に、「無料で利用できる塾などの学習の支援の場を開設してほしい。」とありました。担当課としましては、子供の貧困対策を趣旨とした学習支援の場を、県の生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を活用し、設置できないかと検討しています。

このような事業を実施することで、子供の居場所づくりにも努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま担当課からお話がありました無料の塾、学習支援の場が、やっぱり塾に行くお金がなかったりとかすると思いますし、コロナでお勉強がついていけない子供もいるかもしれません。

そういった取組が一步進むことは、とてもいいと思います。

ただですね、私は、なぜほかの地域で、子供の居場所づくりに民間が関わっているのだろうと考えました。行政がやってもいいんじゃないかと。そこで私が考えて出た結論としては、子供の居場所には家庭のような居心地のよさが求められているということではないかと考えました。行政が行うとどうしても公的な場所になりがちで、制約なんかが出てくるんじゃないかなと思います。子供は、おしゃべりしたり、人数が集まればふざけて暴れたり、走ったりすることもあるでしょう。家庭であれば、温かい御飯と話を聞いてくれる家族や友人、私たち大人にとってそれは本当に当たり前のことでも、居場所が必要な子供は、家庭にも、そして学校にもその当たり前の居場所がないのではないかと考えました。

私は朝、子供の登校の見守りを行っています。もしかしたら、この中に本当に温かい御飯が食べられない子、悩みを抱えた子がいるかもしれません。事実、コロナ禍になり全国的に生活福祉資金の貸付けを申し込む人が増加し、芦屋町でも3月23日から10月31日現在ですが、特例の小口資金の貸付けですね、独り親世帯を含む20の子育て世帯が貸付けを利用しました。そして、その世帯の子供の総数は48名です。また、3か月延長できる特例総合支援資金のほうも、もう申込みをされた方がですね、15世帯、子供の数が34人です。これは年内で終わりの予定でしたが、3月まで、来年まで延長されるということですので少しほっとしていますが、その後どうなっていくのかな。返済もありますし、心配しているところです。また、7月に社協のほうでも食料支援を行ったんですが、16世帯がその食料支援を「よかった。」ということで受け取られた世帯があったそうです。現在、生活改善しているかもしれませんが、今日確認したところ、お申込みもまだあっているというお話がありました。

困っている可能性のある子育て世帯がいるかもしれません。今必要なことは、子供の見守りを強化することです。安心できる居場所を整備し、そして親身になって話を聞き、そして動いてくれる人を多く増やしていくことじゃないかなと。そして、最終的にはやっぱり適切な支援につなげていくことが、地域との連携で推進できるんじゃないかなと私は思います。今後も、早急に子供の居場所づくりの体制を整え、今日、午前中も話がありましたスクールソーシャルワーカーの方とも協力して行ってですね、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

件名2、成年後見制度と死後事務委任制度について。

町内でも、認知症の高齢者が増加しております。高齢化や単身世帯の増加で、御家族の支援が受けられず財産管理等が困難になる場合があります。その支援策として成年後見制度があり、その利用促進のため、現在、芦屋町でも成年後見制度利用促進計画の策定を進めています。また今後、身寄りのない人などが亡くなった場合、葬儀、納骨などの手続等の死後事務を引き受けてくれる人が必要になる場合も想定されます。不安を抱える方が安心して相談できる窓口や制度、そ

の周知や情報提供が必要であると考えます。

そこで要旨1、成年後見制度の内容と相談窓口、そして周知の方法についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分でない方の権利・利益を保護するための制度です。申立てを受けた家庭裁判所の審判により、判断能力が十分でない本人を援助する人として、成年後見人、保佐人、補助人を選任します。また、本人の判断能力が不十分になったとき、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度もございます。

成年後見人等は、本人が行った法律行為に同意する権限が与えられ、成年後見人等の同意がない場合、その行為は取り消すことができます。これは同意権と呼ばれ、後見人は保佐人・補助人と比べて広い同意権が付与されています。もう一つ付与されている権利は代理権で、本人の代理として成年後見人等が契約等の行為をする権限です。なお代理権において、後見人の場合は財産に関する全ての法律行為を代理できますが、保佐人・補助人の場合は範囲が狭くなっています。

身近な相談窓口としては、これまで福祉課にある地域包括支援センターの社会福祉士が、高齢者や障害者の成年後見に関して対応してまいりましたが、本年4月から北九州成年後見センター「みると」に、成年後見制度に関する広報や利用促進、後見人支援を含め、相談機能も業務委託を開始しました。この理由としましては、北九州成年後見センター「みると」には弁護士や司法書士、税理士、行政書士、社会福祉士などの多様な専門職が所属し、法律専門職等が不足する芦屋町の状況また包括的な対応も求められることから、最適な組織であると判断したためでございます。

周知に関しましても、北九州成年後見センター「みると」に業務委託を行い、遠賀町及び岡垣町と共同で専門職への研修会、広く住民を対象にした講演会を持ち回りで開催する計画としており、前者はコロナウイルス感染症の影響から本年度は実施を見送りましたが、後者は遠賀町中央公民館で12月15日に開催することとしております。また、成年後見制度に関しては既に町のホームページで情報を提供させていただいておりますが、これらと併せ、適時広報あしやははじめ様々な機会を得て周知を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、課長からも御説明がありまして、周知方法等を理解しました。

ここでお尋ねなのですが、既に認知症が進行し御本人による申立てが難しく、また御親族のほうからも身寄りがないとかいう理由でですね、申立て手続が行えない方もいらっしゃると思いますし、また後見人に報酬が払えないということで、お手続のほうがなかなかできないという方もいらっしゃるかと思いますが、そういった方への支援はどうなっているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

成年後見制度の場合、申立てには、申立てや登記手数料、診断書代などとして2万円前後の費用が必要となり、そのほかに鑑定費用が10万円程度必要となる場合があります。また、成年後見人が選任された場合、月々の報酬が必要となり、その目安は2万円と言われております。しかしながら成年後見制度を利用しようとする人の中には、生活保護受給者、経済的に困窮されておられる方もおられるため、芦屋町では成年後見制度利用支援事業を設けており、支援を行うことが可能となっています。

支援の内容は、親族の状況などを確認した上で、本人に代わって町長が成年後見制度の利用申立てを行うこと。また、生活保護受給者や生活状況から成年後見人へ報酬を負担することが困難であると町長が認めた場合、町が毎月の助成金を支給することもできます。町としては様々なケースを対応しておりますが、収入の少ない方のセーフティーネットとして成年後見制度利用支援事業を活用しながら、必要に応じて支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨3、私がケアマネジャーしていたときも多かったです。入院時の手続をする方がいらっしゃるなくて困ったことや、また、亡くなった後の葬儀や納骨、御自宅のお片づけなどいろいろな手続があるかと思いますが、今お話に上がっています後見人ができること、できないことについてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

入院の手続とか死後事務の対応ということで、成年後見人に関連してちょっと説明させていただきます。

成年後見人は手術等の医療行為に対する同意権はございませんが、医療契約や入院契約、リネンや病衣のリース契約などは法定代理人として契約すること、加えて、支払い手続を行うこととなります。また成年後見人は、本人が医師の説明を受けるときには本人にできるだけ寄り添い、医師の説明を分かりやすく伝えること、介護や福祉関係者の理解を得て、本人に関する詳しい情報を医療機関に伝えること、医療契約どおり医療が行えているかを確認することも成年後見人に必要であると言われております。

次に、死後事務と成年後見人の関係について説明いたします。

死後事務とは、亡くなった後の必要な手続を指します。例えば葬儀、埋葬の手続、公的機関への届出、生前の医療費や施設使用料の支払いなど幅広くございます。成年後見人との関係で申し上げますと民法第111条第1項に、代理権は本人の死亡によって消滅すると規定され、従来は本人が死亡すれば成年後見人は何も支援できない仕組みでした。しかしながら、本人死亡後に何ら手続がなされないと施設や病院側などが困ることが多く、その他の支障もあることから平成28年4月に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、成年後見人が行うことができる死後事務の範囲が明確化されております。

改正された民法第873条の2では、「成年後見人は本人が死亡した場合において、必要があるときは次の行為をすることができる。」とされ、相続財産に属する特定の財産の保存、弁済期が到来している債務の弁済、また、家庭裁判所の許可を得て死体の火葬または埋葬に関する契約の締結等が可能とされました。この改正によって、施設使用料や税金等の支払いの問題、火葬や埋葬の問題等が一步解決へ進み、家族の協力が得にくい場合でも成年後見制度で対応が可能となりました。死後事務については、本人の資力、親族の有無等によって準備や対応が違ってきます。また、死後事務が法で規定されておらず、民事の領域であるケースも多く、対応に苦慮する面がございます。

地域包括支援センターとしては、北九州成年後見センター「みると」や弁護士力を借りながら対応能力を向上させ、住民に寄り添い、個々具体的に組み込んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

入院や、今お話ありました手術、亡くなった後のことなど、誰もが避けては通れないことだと思います。このような制度のはざままで困る人がいることも想像し、考えていく必要があるのではないのでしょうか。例えば、水巻町では成年後見制度の相談窓口を水巻町社会福祉協議会の後見人センターに委託しているそうです。やはり、死後事務のお問合せが多いということでした。

先ほど課長からお話がありました後見人は、亡くなった後、相続や債務、火葬、埋葬の手続きはできるということですが、実際には葬儀、納骨や自宅の片づけ、それを誰がするのかというこの問題はあります。水巻社協さんはですね、自分のところで事業を起こすことは難しいので、民間で死後事務を行っている一般社団法人を紹介しているということでした。その法人では来年2月から保険会社を通し、預貯金の資力の乏しい方向けの死後事務委任契約を開始するそうです。この契約はですね、預貯金も身寄りもない人が安心して最後を迎えるための公的制度にないため、これに困った現場のケアマネジャーが声を上げ、新たな社会資源を開発した事例です。

全てのサービスを公的に賄うことは難しいかもしれませんが、町もできることはあると思うのですが、死後事務、亡くなった後どうしようかといった御相談や、制度のはざまに困っているといった御相談はなかったのか。そして、この点について町としてはどうお考えかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

死後事務については本当に、死後事務というか家の片づけからですね、まさしく私自身が今直面しているところなんですけども、本当に私自身も今後、司法書士さんに相談しようか弁護士さんに相談しようかというところで今考えているところなんです。というのが、いわゆる先ほども申しましたように、公的な領域ではない民事の領域であるということなんです。それで、今議員がおっしゃられたように、水巻町ではこういうところを紹介しているというのは、それはもう見事な社会資源でございます。したがって、私どももそうやって御相談に来られた場合については、そういった情報を仕入れながらですね、御提供をさせていただきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

町はですね、成年後見制度を申立てできない方への首長申立てや、預貯金がない方への成年後見人等の報酬の助成を行いますというお話でした。もしもですね、この方たちが亡くなられたら、当然、周囲の支援が必要であろうと想像できます。今までは地域や担当のケアマネジャーが関わっていたのかもしれませんが、しかし、ケアマネジャーの職務を超えた仕事です。やはり適切な支援につなげていくことが、御本人、周囲の安心につながるのではないかと思います。この方をその部分だけではなく、やはりトータルして見ていく必要が私たち福祉の分野では必要になってくるのではないかなと思います。

困っている人の声を聞き、地域の協力や官民連携による新たな社会資源の開発、住民への情報提供など、誰一人取りこぼさない社会を実現するため、今後、成年後見制度の利用促進で認知症の方の生活が守られ、そして制度のはざまに困っている人の支援にも取り組み、町民が安心して暮らせるまちづくりに、ぜひ課長、取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に9番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本です。私の質問の趣旨をまず先に説明させていただきます。

2年前にですね、質問したわけですが、そのとき災害の防止に関して、町民の安心・安全を守るためには事前に対策を講じて、一人の犠牲者も出さないようにすることが災害対応の基本だということから質問をしています。

その中を少し説明しますと、1点目は、危機管理体制の強化を図るために防災専門官の配置が必要でないか。2点目は、台風や豪雨等、防災行政無線や広報車による伝達の方法では情報提供が不十分であるので、各世帯に戸別受信機の設置を提案しました。3点目は、大雨の都度、山鹿地区の道路等が冠水状態になることから、その原因調査と唐戸の排水機場ポンプの処理能力の調査の必要性について質問しております。その結果、直ちに防災専門官を配置し、全世帯への戸別受信機の設置に動いて、令和4年度には完了する運びとなっており、執行部のスピード感ある取組については大いに評価するものであります。

そこで本題に入ります。件名1、災害防止策については3点目の調査の結果と取組状況を尋ねるものでございますが、要旨1、山鹿地区の雨水排水・浸水箇所の原因調査の結果について。2、排水機場ポンプの処理能力についてはどうであったかを尋ねます。この1、2につきましては関連していますので、答弁は一緒をお願いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

まず、要旨1の調査結果についてお答えいたします。

平成30年度において、山鹿部の既存排水路などの雨水排水施設や流下方向などについて現地

確認を行い、区画割施設平面図、流量計算書及び施設データ作成等を実施いたしております。この調査資料に基づき、令和元年度に実施した浸水対策調査の結果を御説明申し上げます。

改めて現況を説明いたしますと、汐入川を中心とした山鹿部の大半を占める雨水排水は、流末に山鹿排水機場を有しております。潮位の上昇時や遠賀川河口堰の放流などによる河川増水時には、汐入川から遠賀川に接続しております河川の逆流防止のため設けられる唐戸水門にあるフラップゲートが閉の状態となり、遠賀川に雨水を排水できない状態となります。このため、山鹿排水機場で強制排水が必要となります。調査検討項目となる平成29年7月7日に降った215.3ミリ/日、また、翌年の平成30年7月6日に降った174.4ミリ/日の雨水により浸水した道路や宅地及び農地等の状況も考慮した実績降雨量の浸水シミュレーション解析手法などを活用し、検討を行いました。

この結果、浸水の原因としましては大きく2つございます。まず1つ目は、国土交通省が管理しております山鹿排水機場の現有ポンプ能力が不足しているということ。2つ目は、芦屋町が管理しております一部水路の断面が不足しているという結果になりました。

次に、山鹿排水機場のポンプ能力についてお答えいたします。ポンプ1基の排水能力が毎秒2.5トン。ポンプが2基ございますので、単純計算で1秒間に5トンの雨水を排水する能力がございます。1分間に換算しますと300トンとなり、25メートルプールがおおむね2分で排出できることとなります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

ただいまの説明でこの浸水の要因が分かったということですが、処理能力が今の倍、2倍必要になるということですが、それは非常に大事なことの調査結果が出たと思います。

今、もう一つ説明の中に、水路の断面不足という言葉がちょっと出たと思いますが、この断面不足とはどのような状態のことで、改善するとどのようになるのかお答えください。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。排水路は通常、上流から下流に向かって受持ち面積が増えますので、断面が同一か、または大きくなります。この調査結果では上流側の断面に対して下流側の断面が小さくなっている、いわゆるボトルネック状態となっており、下流側からの水位が上流部に逆流し、道路や宅地の冠水など影響している状態となっています。

改修を行うことで、水路断面を大きくすることにより排水が下流側へスムーズに流れだし、冠水箇所の減少が考えられます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

この問題は、すぐに改善できると期待しておきます。

次に、排水機場のポンプの処理能力の不足ということでございましたが、現状の能力と比べて、どの程度の能力アップが必要だという結果になったのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。先ほど説明いたしました山鹿排水機場のポンプ能力である毎秒5トンに対して、毎秒14トンの能力が必要であるという調査結果が出ました。山鹿排水機場ポンプ能力の約2.8倍の雨水が流れてくるということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今はっきり分かりましたが、早い話が現状の2.8倍の排水能力があれば、花野路、花美坂、汐入川等からの雨水排水等の問題は解消されるということは理解できました。

では、要旨3に入ります。調査結果を受けての取組についてお尋ねします。

ポンプの排水能力増強のために国交省に排水ポンプ交換の要望を出されていると思いますが、一方では、山鹿地区の農事組合からも同様の要望が上がっていると思います。したがって、国交省との調整は綿密に行ってもらいたいと思っています。

そこで、このポンプ交換の計画の実現性として、可能なのか。可能であればいつ頃になるのかお答えください。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それではお答えいたします。先ほども説明しましたが、調査結果によりますと山鹿排水機場ポンプ能力の約2.8倍の雨水が流れてくるということになります。この約2.8倍の能力不足と

いう結果を踏まえて、山鹿地区の浸水解消を目的とし、ポンプ能力増強について、町長、私——都市整備課長、下水道係長で、国土交通省遠賀川河川事務所の所長、副所長、調査課長へ要望書を書面にて提出しております。河川事務所によりますと、「床上浸水被害の解消という国の予算採択の基準に対し実績がないこと。また、予算的にも大規模な事業となるため、予算の制約がある中、実現困難な状況が想定される。」という回答でございました。

これを受け、今後も国交省と情報共有及び協議を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

このポンプ交換について、私、非常に期待しておりましたが、ちょっと残念な結果が今のところは出たかなと思います。

ではですね、ここで町長にお尋ねしますが、ただいま国からの回答の内容の説明がありました。河川事務所からの回答では非常に厳しいというような、厳しいといいますか該当しないというような話のようでございますが、このようになると非常にハードルが高いなと感じます。ここは英知を出してですね、取り組んでいただきたいと思います。

また、排水ポンプの交換のほかにもですね、山鹿地区の浸水対策について、町として取り組むべきことも多々あるか思います。そこで今後ですね、どのように取り組もうとされているのか、町長の考えをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この質問につきましては肝腎なところが抜けておるわけで、これは大変、行政上のミスが起りましてですね、ミスというよりも協議不足というか。

実は令和元年、昨年5月30日に調査業務委託を行ったわけでございます。去年の5月に。そして、その間令和元年9月、昨年9月に農事組合からポンプ2基の更新の陳情が来たわけがあります。そして、この調査結果を待てばよかったのに、先に出したわけですね。この調査結果は今年の3月31日に業務委託完了して、その中身が今のポンプ2基の、結局3倍の能力がいると。計算上ですね。それがコンサルの答えだったわけです。

この調査業務委託を待って陳情すればよかったのに、結局、いわゆる今の2基のいわゆるオーバーホール、あれはもう定期的に診断したり部品換えたり、これはもう決まっているわけですね。あそこのポンプ場のやつ。それで、能力アップという形の中で、答えはですね、「しない」と。今、

課長が言ったようにですね。先にこれで陳情書が来ました。そしてそれは、陳情書が来てそのままほったらかすわけないから、上さへ上さへ上げていって、このことで取り組んだということだと思います。そして私どもが、さっき課長が言ったようにこの結果で、業務委託の結果で、この3倍の能力がいるから、この機械を据えてくれということで、そこで随分やり取りしたんですが、向こうの言い分が、いろいろしたらもう時間がないのでですね。基準を床上までいつ上げたのか。それは通常の大雨というような形であれば分かりますけど、今のような線状降水帯、近いところで鬼怒川の氾濫だとか、全国線状降水帯が停滞していろんな災害が起こっていると。そういうことを想定して床上ということで、「床上まで上がったならその基準」と線が引いてある。芦屋町は床上がないと。床下まではあるわけで、実績としてあるわけです。それで随分、もめたんやないですけど随分やり取りしましてですね、それで「分かった。」ということでですね。とにかく、そのことを文書にして送ってくれということで、回答としてですね。その回答書も私が今言ったような、大分はしょってますけど、そのようなことが書いてあるわけです。ちょっとこのことにつきましては、最初のやつは、もう換えればいいだけの話ですよ。予算もして、「やりますよ。」と言ったら「それはちょっとやめてください。」と。「どういう規定になってるんですか。じゃあ、それはいいからこの分で換えてください。」と。

で、今からの行動としては、議会の皆さんのお力も借りなければならないと思います。これはもう陳情でしかないわけです。職員も言い出したら聞きませんので。あの人たちも回答書を出した以上はですね、おいそれとはですね、変えないでしょうから。いろんな形で作戦を練って、陳情しなければならないと思っておる。そのことをただ、今の一般質問のやり取りだけではなく。

中身はそういうことですので。辻本議員も関わっておられると思いますので、そのことを十分御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

確かにですね、これは行政内部の調整不足だと私はこう感じております。

結果として、今、町長から話がありましたように、これから先はテクニックの問題かなと思いますが、いずれにしてもこのポンプ交換の要望、浸水対策については、今まで何人かの議員さんが質問をされ、私は抜本的な調査をすべきだということで行われた結果が、今報告されました。地域の方々の長年の願いでもありますので、一つの何と申しますか、陳情活動と申しますか、そういう場面ができましたら、議会としても当然協力していかなければならないと私は考えます。これからの町長ですね、政治力に、ひとつ期待をしております。

件名1につきましては、以上で終わります。

それでは次に件名2でございますが、自治区の避難訓練についての質問に入ります。

先月11月28日、小・中学校の児童・生徒をはじめ町民の方を対象にした総合的な地震・津波避難訓練が開催されました。私は最初、山鹿小学校に出向いて小学生の避難訓練の状況を見させていただきました。屋上に初めて上がったわけでございますが、校長先生がそこですね、言っていたことは、「避難行動をするときに生徒同士が話ししながら動いていた。これは絶対にいかん。」という注意をされていました。「非常によかったかな。」と、こう思います。避難所においてもいろんな運営方法等について課題があったかと思いますが、これについては今日は触れません。

私がお尋ねしたいのは、本来的にはですね、自治区単位でこの避難訓練が行われるということがとても大事なことはないかと私は思っておりますので、そういった思いからお尋ねしたいと思えます。

そこで要旨1、これまで避難訓練が実施された区は幾つありますか。お答えください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成26年から令和2年の間で、避難訓練及び講話関係を行ったものについてお答えさせていただきます。避難訓練の実施自治区につきましては3自治区、出前講座等の講座等については4自治区、あと区長会で1回講話を実施しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

私の住んでいる幸町区は、もう避難訓練を行いました。今話を聞きますと、実際やった区、避難訓練は3つの区ということでございます。

その中で今説明がありましたのは、出前講座はやった区があるようですね。私は、出前講座というのは次のステップでもある避難訓練へと進むための出前講座であるべきではないのかなと、こう考えます。そこまで行っていない区がまだ幾つもありますし、それまでやっていない区が幾つもあるわけですから、それは後で話をすると、では出前講座をやって避難訓練まで行かない区は、どんな要因があると思えますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

出前講座のメニューにつきましては、「知って安心！まちの防災」と題して、講話のみをメニューとして挙げております。自治区としては、「まず先に、防災についての知識や意識の向上を図りたい。」と、訓練までの実施の要望があっておりません。また、避難訓練まで実施するとすると、2回行なわないといけないということがあろうかというふうに思っておりますので、自治区での日程調整等々なかなか難しい、自治区でのいろいろな活動がありますので2回行うというのが難しいというところの中で、今まで講話のみで終わっているという状況にあるのではないかと考えております。

そして、現在コロナ禍の状況でもありますし、密を避ける等の防止対策を行いながら実施しなければいけないという制約もあるため、状況を勘案しながら、自治区と今採用しています危機管理専門官と協議をしながら、自治区で避難訓練までできないかというところの協議は行ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

よくですね、自治区の活性化とかコミュニティーとかいう言葉がありますが、まさにこの避難訓練は、これに効果があると私は思います。ぜひですね、その面ではいろんな区長会で話しされたりいろいろすると思いますけれども、基本はですね、やっぱり私が思っているのは、自治区でなぜ動かないかというところでですね、区長さん一人におんぶにだっこという状況が現実にあると思います。それだから進まないんです。各区からですね、2～3名ずつ集まっただいて、そこに防災専門官がですね、「こういうやり方しましょうや。」「こういうことできませんか。」という話を膝詰めでいくと、これが一步先に進むかなと私はこう思っています。そういうことを考えているのは私だけか分かりませんが、次の質問に行きます。

要旨2、先ほどから言っていますように、避難訓練というのは自治区主体でやっていただかないといけないと思いますけれども、今も言いましたように自治区に「やってくださいよ。」と言うだけではいけません。先に進みません。何が言いたいのかというと、やはり行政がリードをして、行政自身が避難訓練計画を立てるべきだと私は思いますが、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

議員が言われましたとおり、自治区単位で自主的・自発的に各種災害に対応した避難訓練を実施することは非常に重要であるというふうに考えております。自治区によって浸水や土砂災害の

被害を受ける地域、津波被害を受ける地域、台風被害、各自治区によって被害を受ける状況が異なっていることから、各自治区で災害に適した訓練を行うことが必要であると考えております。また、大規模災害が発生した場合には行政だけでの対応では限界があるため、各自治区により安全・迅速に避難行動等起こしていただかなければなりません。ただし、現状では先ほども言われましたように、自治区に防災等の中心的な存在となる人材が不足していると考えていますので、第3回定例会の萩原議員の一般質問でも回答しましたように、各自治区から防災士の資格取得を来年度から依頼し、自治区の防災士が中心となって、災害発生時や災害に備えた平常時に自助及び公助が効果的に機能できる組織づくりや避難訓練等を実施していただくことが理想と考えております。

町としては今年度より危機管理専門官を雇用していますので、各自治区から避難訓練等の要請があれば支援をしていきたいというふうに考えております。そのため、浸水想定がされている自治区を中心に防災の意識啓発や出前講座、避難訓練等を実施していただけるようお願いしていきたいと考えます。また今後、町の危機管理専門官と自治区の防災士が平常時から減災についての意見交換や自治区の防災訓練を企画・立案し、計画的に自治区自らが実施できるよう支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今ですね、少し前向きな話があったかと思えますけれども、本当に気候変動期でありますので、線状降水帯がいつ発生するか分かりません。豪雨災害が発生してからでは遅いわけですので、しっかりと対応していただきたいと思っています。

今、防災士のお話がありましたが、防災士の資格取得者が出るまで待つという、そんな悠長な考えはちょっと駄目やないかなと私はこう考えます。昨今はですね、確かに新型コロナウイルス対策で追われている日々だとはよく理解しておりますが、まずはですね、既に配置しました防災専門官ですね。この方がおられるわけですから、浸水等が予測される自治区に呼びかけをして、必要な支援に動いていかれるということのをこれから期待したいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 27 分散会
